

豊中市上下水道局電子入札運用基準

(工事及び工事に係る設計、監理、調査等委託)

〔目 次〕

- 1．電子入札の取扱い
 - 1 - 1 入札参加者の取扱い
 - 1 - 2 一般競争入札の公告
 - 1 - 3 入札心得の取扱い
 - 1 - 4 無効の入札
 - 1 - 5 予定価格の設定
 - 1 - 6 指名競争入札の入札者の指名
 - 1 - 7 一般競争に関する規定の準用

- 2．案件登録
 - 2 - 1 各受付期間等の設定
 - 2 - 2 予定価格等の登録
 - 2 - 3 入札説明書等のファイルの形式
 - 2 - 4 公告日 / 公表日以降の案件の修正及び手順
 - 2 - 5 紙入札への切替時の処理

- 3．競争入札参加資格確認申請書 / 技術資料
 - 3 - 1 使用アプリケーション及びバージョンの指定
 - 3 - 2 圧縮方法の指定
 - 3 - 3 郵送を認める基準
 - 3 - 4 郵送の方法及び時間設定
 - 3 - 5 ウイルス感染ファイルの取扱い

- 4．工事費内訳書
 - 4 - 1 使用アプリケーション及びバージョンの指定
 - 4 - 2 圧縮方法の指定
 - 4 - 3 郵送を認める基準
 - 4 - 4 郵送の方法及び時間設定
 - 4 - 5 ウイルス感染ファイルの取扱い

- 5．開札
 - 5 - 1 再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期
 - 5 - 2 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡
 - 5 - 3 入札書提出後の辞退
 - 5 - 4 くじになった場合の取扱い
 - 5 - 5 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
 - 5 - 6 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
 - 5 - 7 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

- 6．検証（公開）機能における公開基準

- 7．入札参加者のＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等）
 - 7 - 1 利用者登録
 - 7 - 2 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準
 - 7 - 3 個別案件における委任の取扱い
 - 7 - 4 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い
 - 7 - 5 受任者との契約締結等
 - 7 - 6 ＩＣカード不正使用等の取扱い

豊中市上下水道局電子入札運用基準

(工事及び工事に係る設計、監理、調査等委託)

この基準は、豊中市上下水道局の工事請負契約並びに工事に係る設計、監理、調査等の委託契約において、豊中市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札(以下「電子入札」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地自令」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)、豊中市上下水道局会計規程(平成13年企業管理規程第2号。以下「会計規程」という。)、豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則第13号。以下「財務規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 電子入札の取扱い

1-1 入札参加者の取扱い

電子入札による案件(以下「電子入札対象案件」という。)において、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、電子入札システムにより参加するものとする。

1-2 一般競争入札の公告

一般競争入札を行おうとするときは、当該入札期間の末日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに新聞、掲示その他のいずれかの方法により公告をしなければならない。

ただし、公告期間については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負の入札で、同法により見積期間が定められているものについては、この限りでない。

公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

入札に参加する者に必要な資格

入札に付する事項

入札期間及び開札日時

入札の効力に関する事項

契約条項を示す場所及び期間

入札保証金に関する事項

電子入札を行おうとするときは、その旨

地自令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨

契約書作成の要否

提出させるべき書類

その他入札について必要な事項

1-3 入札心得の取扱い

電子入札についての心得は、事前に入札参加者に示すものとする。

1-4 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札

入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

改ざんされた事項を含む入札

電子証明書を取得していない者が行った入札

一の入札に対して2通以上の入札書を提供した入札

入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足がある入札

代理人による入札の場合において委任状を提出しない入札

入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して行った入札

入札者の資格のない者が行った入札

その他入札の手續に違反した入札

1 - 5 予定価格の設定

予定価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格及び最低制限価格。以下同じ。）を記載した書面を封書にし、開札場所に置くことに代えて、予定価格をあらかじめ電子入札システムに登録するものとする。

1 - 6 指名競争入札の入札者の指名

指名競争入札に付す場合で指名をしたときは、当該指名を受けた者に対し、この基準の1 - 2のから までに掲げる事項を通知しなければならない。

1 - 7 一般競争入札に関する規定の準用

この基準の1 - 3から1 - 5まで及び7 - 3並びに会計規程第43条、第44条、財務規則第93条、第97条第2項及び第98条から第100条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

2 . 案件登録

2 - 1 各受付期間等の設定

開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とするものとする。

その他の期間等日時の設定にあつては、各入札方式とも従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）における運用に準じて設定するものとする。

2 - 2 予定価格等の登録

予定価格の登録は、消費税相当額を除く金額とする。

2 - 3 入札説明書等のファイルの形式

電子入札システムに登録する入札説明書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、原則として Adobe Acrobat の Acrobat4 から Acrobat6 のバージョンで保存したものとする。ただし、入札参加者がファイルを編集し、添付資料等を提出できるようにする場合は、Microsoft Word の Word97 のバージョンで保存したもの又は Microsoft Excel の Excel97 のバージョンで保存したものとする。

2 - 4 公告日 / 公表日以降の案件の修正及び手順

公告日及び公表日以降において、発注案件登録情報について修正が必要な場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

新規の案件として改めて登録する。

既に競争参加資格確認申請書又は技術資料等の提出があつた入札参加者に対しては、登録された連絡先に連絡を行い、改めて登録した案件に対して競争入札参加資格確認申請書又は技術資料等を送信するよう依頼する。

2 - 5 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から従来の紙入札へ切替えるに至った場合には、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

3 . 競争入札参加資格確認申請書 / 技術資料

3 - 1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

競争入札参加資格確認申請書又は技術資料の添付資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word97 からWord2002 のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel97 からExcel2002 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat3 からAcrobat6 のバージョンで作成のもの） 画像ファイル（JPEG 形式及びGIF 形式）

3 - 2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

3 - 3 郵送を認める基準

添付資料等の容量が 1MB を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

3 - 4 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出とする場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、添付資料として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

郵送する旨の表示
郵送する書類の目録
郵送する書類のページ数
発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。

3 - 5 ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付資料等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

4 . 工事費内訳書

4 - 1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word97 からWord2002 のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel97 からExcel2002 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat3 からAcrobat6 のバージョンで作成のもの） 画像ファイル（JPEG 形式及びGIF 形式）

4 - 2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 - 3 郵送を認める基準

工事費内訳書の容量が 1MB を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

4 - 4 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出とする場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出

との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- 郵送する旨の表示
- 郵送する書類の日録
- 郵送する書類のページ数
- 発送年月日

郵送の締切は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。また、郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、この場合は、二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示するよう求めるものとする。発注者は、提出された必要書類の一式を、開札まで厳重に保管するものとする。

4 - 5 ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された提出書類へのウイルス感染が判明した段階で、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参によりあらためて提出するよう指示するものとする。

5 . 開札

5 - 1 再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期

再入札書又は見積書（以下5 - 1において「再入札書等」という）の受付時間は、当面30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後、直ちに開札するものとする。

ただし、すべての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合において、すべての再入札書等の提出を確認したときは、直ちに開札することができるものとする。

5 - 2 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

5 - 3 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書の提出後は、入札の辞退は認めない。

5 - 4 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、電子入札システムのくじ機能によるくじの実施後、落札決定通知書を発行するものとする。

なお、電子入札システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

入札書の任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバに到達した時間の秒（入札秒 = くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

くじ対象者について、入札書がサーバに到達した順（入札順）に1 . 2 . 3と到達番号を割り当てる。

次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者の 和 / くじ対象者数

くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と の到達番号が一致した者が落札者となる。

5 - 5 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の連絡があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

- 天災
- 広域・地域的停電

プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

その他、時間延長が妥当であると認められた場合（電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責めによる障害であると認められる場合を除く。）変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）

5 - 6 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側に障害が発生した場合は、ヘルプデスクに連絡し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）

5 - 7 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札システムのサーバに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

6 . 検証（公開）機能における公開基準

検証（公開）機能については、すべての業者の公開を原則とする。

7 . 入札参加者のＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

7 - 1 利用者登録

電子入札を利用することができる者は、豊中市の建設工事又は測量及び建設コンサルタント業務の入札参加資格を有する者のうち、別途指定する認証局が発行する有効なＩＣカードを取得し、電子入札システムに利用者登録をしている者に限る。

7 - 2 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、豊中市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限る。

なお、受任者による電子入札の利用は、次の基準により年間委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

1 . 提出時期

年間委任状は、最初の入札参加手続前までに提出を求めるものとする。

入札手続き途中における提出は認めない。

2 . 年間委任状の内容

権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

復代理人

電子入札においては、復代理人は認めない。

委任期間

委任期間は入札参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について、速やかに、変更届の提出を求めるものとする。

3 . 提出方法

年間委任は、記名・押印された年間委任状（書面）の提出とする。

7 - 3 個別案件における委任の取扱い

原則として個別案件における委任は認めない。

ただし、代表者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

なお、この場合にあつては、入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状を提出させなければならない。

7 - 4 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体が使用できるＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の代表会社の代表者（豊中市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者の代表者）又は当該代表者から7 - 2の規定に基づき委任された者のＩＣカードとする。

また、特定ＪＶの応札にあつては、特定ＪＶの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

ただし、7 - 2の規定に基づく支店長等の受任者が特定ＪＶを結成している場合には、特定ＪＶの構成会社である受任者から代表会社である受任者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出であっても、これを認めるものとする。

7 - 5 受任者との契約締結等

代表者のＩＣカードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者のＩＣカードにより入札等を行い落札した場合には原則として、当該入札をした受任者と契約を締結するものとする。

7 - 6 ＩＣカード不正使用等の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができる。

< 不正に使用等した場合の例示 >

他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
代表者に変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

附則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年8月25日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。